自己点検表

【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（老人保健施設又は介護医療院の併設）】

（上記の該当するサービスに○をしてください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 　 |  　　　　　　令和　　　　年　　　　月　　　　日 |  |
|   |  |
|   | ３ | ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | （職名）　　　　　 （氏名） |
|   |  |

## ＜自己点検に当たっての留意事項＞

## （１） 記入される時点での状況について、各項目の確認事項に記載されている内容について、満たされていればはいに、そうでなければいいえの部分に、チェックを入れてください。

## （２） 確認事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、いいえにチェックを入れてください。

## （３） 該当のない項目については、該当なしの部分にチェックを入れてください。

## （注）可能な限り両面コピーにより提出すること。

【根拠法令】

介護保険法（平成９年法律第123号）

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

省令・・・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令37号）

条例・・・愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和３年愛媛県条例第26号）

規則・・・愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和３年愛媛県規則第26号）

予省令・・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令9号）

予条例・・愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和３年愛媛県条例第27号）

予規則・・愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（令和３年愛媛県規則第27号）

通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年９月17日老企第25号）

| 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 確認書類等 | 点検結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 該当なし |
| Ⅰ　基本方針 | 　 |
| 1 | 基本方針 | 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとなっていますか。 | 省令第76条 | ・運営規程 | □ | □ | □ |
| （介護予防） | 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | 予省令第78条 | □ | □ | □ |
| Ⅱ　人員基準 | 　 |
| 2 | 従業者の員数 | 事業所ごとに、次の員数を満たす従業者を配置していますか。(１)　常勤医師（※）　指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な１以上の数(２)　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　１以上※　指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所と併設されている場合は、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えない。※　指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件として足りる。　　また、指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所と併設されている事業所において指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件として足りる。 | 省令第76条第1項、第2項予省令第79条 | ・勤務表・訪問リハビリテーション記録・職員名簿、雇用契約書・資格を確認する書類・就業規則・賃金台帳等 | □ | □ | □ |
| Ⅲ　設備基準　 | 　 |
| 3 | 設備及び備品等 | 事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | 省令第77条第1項予省令第80条 | ・事業所平面図・設備・備品台帳 | □ | □ | □ |
| Ⅳ　運営基準　 | 　 |
| 4 | 内容及び手続の説明及び同意 | あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（＊）を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、利用申込者の同意を得ていますか。＊重要事項とは○運営規程の概要（点検項目25番参照）○理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制○事故発生時の対応○苦情処理の体制等の利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項 | 省令第83条【準用第8条第1項】予省令第84条【準用第49条の2】 | ・重要事項説明書・利用申込書（契約書等）・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| 5 | 提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービス提供を拒否していませんか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していませんか。 | 省令第83条【準用第9条】予省令第84条【準用第49条の3】 | ・要介護度の分布がわかる資料 | □ | □ | □ |
| 6 | サービス提供困難時の対応 | 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じていますか。 | 省令第83条【準用第10条】予省令第84条【準用第49条の4】 | 　 | □ | □ | □ |
| 7 | 受給資格等の確認 | 利用申込者の被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。 | 省令第83条【準用第11条第１項】予省令第84条【準用第49条の5第１項】 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するよう努めていますか。 | 省令第83条【準用第11条第2項】予省令第84条【準用第49条の5第2項】 | □ | □ | □ |
| 8 | 要介護認定の申請に係る援助 | 要介護認定を受けていない利用者申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | 省令第83条【準用第12条第１項】予省令第84条【準用第49条の6第１項】 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用者が受けている要介護認定の更新の申請が遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。 | 省令第83条【準用第12条第2項】予省令第84条【準用第49条の6第2項】 | □ | □ | □ |
| 9 | 心身の状況等の把握 | サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | 省令第83条【準用第13条】予省令第84条【準用第49条の7】 | ・利用者に関する記録・サービス担当者会議の要点 | □ | □ | □ |
| 10 | 居宅介護支援事業者等との連携 | サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めていますか。 | 省令第83条【準用第64条第1項】予省令第84条【準用第49条の8第1項】 | ・情報提供に関する記録 | □ | □ | □ |
| サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。 | 省令第83条【準用第64条第2項】予省令第84条【準用第49条の8第2項】 | ・利用者に関する記録・指導、連絡等の記録・終了に際しての注意書 | □ | □ | □ |
| 11 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等によりサービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | 省令第83条【準用第15条】予省令第84条【準用第49条の9】 | ・利用者の届出書 | □ | □ | □ |
| 12 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | 省令第83条【準用第16条】予省令第84条【準用第49条の10】 | ・居宅サービス計画書・週間サービス計画表・訪問リハビリテーション計画書・サービス提供の記録 | □ | □ | □ |
| 13 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行っていますか。 | 省令第83条【準用第17条】予省令第84条【準用第49条の11】 | ・サービス計画表・サービス提供・サービス担当者会議の記録 | □ | □ | □ |
| 14 | 身分を証する書類の携行 | 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | 省令第83条【準用第17条】予省令第84条【準用第49条の12】 | ・身分を証する書類※この証書等には、当該指定訪問リハビリテーション事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付けや職能の記載を行うことが望ましい。 | □ | □ | □ |
| 15 | サービスの提供の記録 | サービスを提供したときは、必要な事項を書面に記録していますか。 | 省令第83条【準用第19条第１項】予省令第84条【準用第49条の13第1項】 | ・サービス提供票・別表・業務日誌・訪問リハビリテーション記録 | □ | □ | □ |
| サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者に提供していますか。 | 省令第83条【準用第19条第2項】予省令第84条【準用第49条の13第2項】 | □ | □ | □ |
| 16 | 利用料等の受領 | 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。 | 省令第78条第1項予省令第81条第1項 | ・サービス提供票・別表・領収書控 | □ | □ | □ |
| 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。 | 省令第78条第2項予省令第81条第2項 | ・運営規程・領収書控・サービス提供の記録 | □ | □ | □ |
| 上記の支払いを受ける額のほか、通常の事業の実施地域以外の地域におけるサービス提供に要した交通費以外の支払いを利用者から受けていませんか。 | 省令第78条第3項予省令第81条第3項 | ・運営規程・重要事項説明書 | □ | □ | □ |
| 前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。 | 省令第78条第4項予省令第81条第4項 | ・説明文書・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。 | 介護保険法第41条第8項 | ・領収書控 | □ | □ | □ |
| 上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | 介護保険法施行規則第65条 | ・領収書控 | □ | □ | □ |
| 17 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションにかかる利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付していますか。 | 省令第83条【準用第21条】予省令第84条【準用第50条の2】 | ・サービス提供証明書控 | □ | □ | □ |
| 18 | 指定訪問リハビリテーションの基本的取扱方針 | 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われていますか。 | 省令第79条第1項 | ・訪問リハビリテーション 計画書・居宅サービス計画書 | □ | □ | □ |
| 提供するサービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図っていますか。 | 省令第79条第2項 | ・自己評価基準等 | □ | □ | □ |
| 19 | （指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針） | 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | 予省令第85条第１項 | ・介護予防訪問リハビリテーション計画書・介護予防サービス計画書・自己評価基準等 | □ | □ | □ |
| 提供するサービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図っていますか。 | 予省令第85条第2項 | □ | □ | □ |
| 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスを提供していますか。 | 予省令第85条第3項 | □ | □ | □ |
| 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。 | 予省令第85条第4項 | □ | □ | □ |
| 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけていますか。 | 予省令第85条第5項 | □ | □ | □ |
| 20 | 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 | サービスの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行っていますか。 | 省令第80条第1号 | ・訪問リハビリテーション計画書 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | 省令第80条第2号 | ・説明文書・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| 常に利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境の把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。 | 省令第80条第3号 | ・利用者に関する記録・指導を記録した書類等 | □ | □ | □ |
| 利用者ごとに、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに医師に報告していますか。 | 省令第80条第4号 | ・診療記録 | □ | □ | □ |
| リハビリテーション会議（※）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。※リハビリテーション計画作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下、「構成員」という。）により構成される介護をいう。 | 省令第80条第5号 | ・リハビリテーション会議議事録 |  |  |  |
| 21 | （指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針） | サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | 予省令第86条第１号 | ・介護予防訪問リハビリテーション計画・モニタリングの記録・報告の記録・サービス担当者会議の記録・介護予防サービス計画・指導を記録した書類等・診療記録 | □ | □ | □ |
| 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成していますか。 | 予省令第86条第2号 | □ | □ | □ |
| 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って介護予防訪問リハビリテーション計画を作成していますか。 | 予省令第86条第3号 | □ | □ | □ |
| 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | 予省令第86条第4号 | □ | □ | □ |
| 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。 | 予省令第86条第5号 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行っていますか。 | 予省令第86条第7号 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | 予省令第86条第8号 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行っていますか。 | 予省令第86条第9号 | □ | □ | □ |
| 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者ごとに、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告していますか。 | 予省令第86条第10号 | □ | □ | □ |
| 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。 | 予省令第86条第11号 | □ | □ | □ |
| 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録するとともに、当該結果の記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告していますか。 | 予省令第86条第12号 | □ | □ | □ |
| 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行っていますか。 | 予省令第86条第13号 | □ | □ | □ |
| 22 | 訪問リハビリテーション計画書の作成 | 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成していますか。 | 省令第81条第1項 | ・訪問リハビリテーション計画書 | □ | □ | □ |
| 既に居宅サービス計画が作成されている場合、訪問リハビリテーション計画は当該居宅サービス計画の内容に沿った内容となっていますか。 | 省令第81条第2項 | ・訪問リハビリテーション計画書・居宅サービス計画書 | □ | □ | □ |
| 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | 省令第81条第3項 | ・訪問リハビリテーション計画書・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画書を作成したときは、当該訪問リハビリテーション計画書を利用者に交付していますか。 | 省令第81条第4項 | ・訪問リハビリテーション計画書・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している場合、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該訪問リハビリテーション計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | 通知第3の四の3（3）⑧ | ・訪問リハビリテーション計画書・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 23 | 利用者に関する市町村への通知 | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知していますか。①正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められる場合②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合 | 省令第893条【準用第26条】予省令第84条【準用第50条の3】 | ・市町に送付した通知に係る記録 | □ | □ | □ |
| 24 | 管理者の責務 | 事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われていますか。また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | 省令第83条【準用第52条】予省令第84条【準用第52条】 | ・組織図、組織規程・業務分担表・業務報告書・業務日誌等 | □ | □ | □ |
| 25 | 運営規程 | 指定訪問リハビリテーション事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 | 省令第82条予省令第82条 | ・運営規程・指定申請及び変更届写 | □ | □ | □ |
| ⓵事業の目的及び運営の方針⓶従業者の職種、員数及び職務の内容⓷営業日及び営業時間⓸指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額⓹通常の事業の実施地域⓺虐待の防止のための措置に関する事項⓻その他運営に関する重要事項 |
| 26 | 勤務体制の確保等 | 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。 | 省令第83条【準用第30条第１項】予省令第84条【準用第72条の2第１項】 | ・就業規則・運営規程・雇用契約書・勤務表（原則として月ごと） | □ | □ | □ |
| 事業所ごとに、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によってサービスを提供していますか。 | 省令第83条【準用第30条第2項】予省令第84条【準用第72条の2第2項】 | ・勤務表・雇用契約書 | □ | □ | □ |
| 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のための研修の機会を確保していますか。 | 省令第83条【準用第30条第3項】予省令第84条【準用第72条の2第3項】 | ・研修計画、出張命令・研修会資料・研修受講修了証明書 | □ | □ | □ |
| 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するために必要とされる以下のような措置を講じていますか。1. 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること
2. 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
 | 省令第73条【準用第30条第4項】予省令第84条【準用第72条の2第4項】 |  | □ | □ | □ |
| 27 | 業務継続計画の策定等 | 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していますか。 | 省令第74条【準用第30条の2第1項】予省令第84条【準用第53条の2の2第1項】 |  | □ | □ | □ |
| 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | 省令第74条【準用第30条の2第2項】予省令第84条【準用第53条の2の2第2項】 |  | □ | □ | □ |
| 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | 省令第74条【準用第30条の2第3項】予省令第84条【準用第53条2の2第3項】 |  | □ | □ | □ |
| 28 | 衛生管理等 | 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。 | 省令第83条【準用第31条第１項】予省令第84条【準用第53条の3第１項】 | ・健康診断の記録 | □ | □ | □ |
| 設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。 | 省令第83条【準用第31条第２項】予省令第84条【準用第53条の3第２項】 | ・衛生管理マニュアル等 | □ | □ | □ |
| 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じていますか。 | 省令第83条【準用第31条第3項】予省令第84条【準用第53条の3第3項】 |  | □ | □ | □ |
| 1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会のおおむね6月に1回以上の開催、その結果の周知徹底
2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
3. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施。
 |
| 29 | 掲示 | 事業所の見やすい場所に、重要事項に関する規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | 省令第83条【準用第32条第1項】予省令第84条【準用第53条の4】 | 　 | □ | □ | □ |
| 上記の掲示を行っていない場合は、その代わりに運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を、事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていますか。 | 省令第73条【準用第32条第2項】予省令第84条【準用第53条の4第2項】 |  | □ | □ | □ |
| 30 | 秘密保持等 | 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。 | 省令第83条【準用第33条第１項】予省令第84条【準用第53条の5第１項】 | ・就業時の取り決め等の記録 | □ | □ | □ |
| 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。 | 省令第83条【準用第33条第２項】予省令第84条【準用第53条の5第2項】 | ・就業時の取り決め等の記録 | □ | □ | □ |
| サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | 省令第83条【準用第33条第３項】予省令第84条【準用第53条の5第3項】 | ・利用者及び家族の同意書 | □ | □ | □ |
| 31 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | 省令第83条【準用第35条】予省令第84条【準用第53条の7】 | 　 | □ | □ | □ |
| 32 | 苦情処理等 | 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。 | 省令第83条【準用第36条第1項】予省令第84条【準用第53条の8第1項】通知第３の１の３の(28)の① | ・運営規程・苦情に関する記録・苦情対応マニュアル・苦情に対する対応結果記録・指導等に関する改善記録・市町への報告記録・国保連からの指導に対する改善記録・国保連への報告書 | □ | □ | □ |
| 　　苦情件数　：　月　　　　件程度　　苦情相談窓口の設置　：　有　・　無　　相談窓口担当者　：　 |
| 相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用者又はその家族に知らせるとともに、事業所に掲示していますか。 | □ | □ | □ |
| 苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録していますか。 | 省令第83条【準用第36条第2項】予省令第84条【準用第53条の8第2項】 | □ | □ | □ |
| 苦情に関する市町・国保連の調査に協力し、指導又は助言に従って必要な改善に努めるとともに、当該改善の内容を報告していますか。 | 省令第83条【準用第36条第３項～第６項】予省令第84条【準用第53条の8第３項～第６項】 | □ | □ | □ |
| 33 | 地域との連携等 | 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | 省令第83条【準用第36条の2第1項】予省令第84条【準用第53条の9】 | 　 | □ | □ | □ |
| 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めていますか。 | 省令第74条【準用第36条の2第2項】 |  | □ | □ | □ |
| 34 | 事故発生時の対応 | サービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していますか。過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。　→過去一年間の事故事例の有無：　有　・　無 | 省令第83条【準用第37条第１項・第２項】予省令第84条【準用第53条の10第１項・第２項】 | ・事故対応マニュアル・事故に関する記録・事故発生報告書 | □ | □ | □ |
| 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。　→損害賠償保険への加入：　有　・　無 | 省令第83条【準用第37条第３項】予省令第84条【準用第53条の10第３項】 | ・損害賠償関係書類 | □ | □ | □ |
| 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | 通知第３の１の３の(30)の③ | ・事故再発防止検討記録 | □ | □ | □ |
| 35 | 虐待の防止 | 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じていますか。 | 省令第83条【準用第37条の2】予省令第84条【準用第53条の10の2】 |  | □ | □ | □ |
| 1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知徹底。
2. 事業所における虐待防止のための指針の整備
3. 事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、虐待の防止のための研修の徹底的な実施。
4. ③を適切に実施するための担当者の配置。
 |
| 36 | 会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問リハビリテーション事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | 省令第83条【準用第38条】予省令第84条【準用第53条の11】 | ・会計関係書類 | □ | □ | □ |
| 37 | 記録の整備 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | 省令第82条の2第１項予省令第83条第１項 | ・職員名簿・設備台帳・会計関係書類 | □ | □ | □ |
| 次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。①訪問リハビリテーション計画②提供した具体的なサービスの内容等の記録③市町への通知に係る記録④苦情の内容等の記録⑤事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 | 省令第82条の2第2項条例第4条予省令第83条第2項予条例第4条 | ・訪問リハビリテーション計画書・サービス提供記録・市町への通知に係る記録・苦情の記録・事故の記録 | □ | □ | □ |
| Ⅴ　変更の届出等 | 　 |
| 38 | 変更の届出等 | ・　次に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を届け出ているか。　□　事業所の名称及び所在地　□　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名　□　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）　□　事業所の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の別□　事業所の平面図　□　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所　□　運営規程 | 介護保険法第75条第１項介護保険法施行規則第131条第１項及び第２項 | ・届出書類の控 | □ | □ | □ |
| Ⅵ－１　介護給付費関係 | 　 |
| 39 | 基本的事項 | 指定訪問リハビリテーションに要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 | 平12厚告19の一 | ・訪問リハビリテーション計画書・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 指定訪問リハビリテーションに要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | 平12厚告19の二 | □ | □ | □ |
| １単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り上げて計算していますか。 | 平12厚告19の三 | □ | □ | □ |
| 40 | 訪問リハビリテーションの算定　　　 | 通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示に基づき、サービス提供を行った場合に算定していますか。 | 平12厚告19別表の4注１ | 　 | □ | □ | □ |
| 計画的な医学的管理を行っている医師の診療の日から３月以内に行った場合に算定していますか。 | 平12老企36号第2の5（1） | ・診療録 | □ | □ | □ |
| 別の医療機関の計画的な医学的管理を行っている医師から情報提供（リハビリテーションの指示等）を受けて実施した場合には、情報提供を行った医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から３月以内に行われた場合に算定していますか。 | ・診療録・情報提供に関する記録 | □ | □ | □ |
| ※少なくとも３月に１回は、訪問リハビリテーション事業所は当該情報提供を行った医師に対して、訪問リハビリテーション計画について医師による情報提供を行うこと。 | 　 | □ | □ | □ |
| 事業所の医師がサービスの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行っていますか。また、上記の指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該指示に基づき行った内容を明確に記録していますか。 |  | □ | □ | □ |
| 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していますか。また、初回の評価は、訪問リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに評価を行っていますか。 |  | □ | □ | □ |
| 事業所の医師が利用者に対して3月以上の指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書に指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載していますか。 |  | □ | □ | □ |
| 利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して１回当たり20分以上指導を行った場合に、１週に６回（退院（所）の日から起算して3月以内に医師の指示に基づきリハビリテーションを行う場合は、12回）を限度※として算定していますか。※　一人の利用者につき１週に６回を限度とする。 |  | □ | □ | □ |
| 事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合であって、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問してサービス提供を行った場合は、訪問する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の当該訪問時間は、介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準の算定に含めていませんか。介護老人保健施設又は介護医療院による訪問リハビリテーションの実施に当たっては、施設サービスに支障がないよう留意していますか。 | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していますか。 |  | □ | □ | □ |
| 居宅から一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関する訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、訪問リハビリテーション計画に、その目的、頻度等を記録していますか。 | ・訪問リハビリテーション計画書 |  |  |  |
| 利用者が指定訪問リハビリテーション事業所である医療機関を受診した日又は訪問診療若しくは往診を受けた日に、訪問リハビリテーション計画の作成に必要な医師の診療が行われた場合、当該複数の診療等と時間を別にして行われていることを記録上明確にしていますか。 | ・診療録 |  |  |  |
| 41 | 集合住宅に居住する利用者への減算　 | 次の(1)(2)のいずれかの利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。また、(3)の利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。1. 指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問リハビリテーション事業所と同一の建物（以下この項目において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者。※(3)に該当する場合を除く。
2. 指定訪問リハビリテーション事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者。
3. 指定訪問リハビリテーション事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者。
 | 平12厚告19別表の4注2平12老企36号第2の5（2） | 　 | □ | □ | □ |
| (2)(3)について算定月の1月当たりの利用者数の平均 ＝ 1日ごとの利用者数の合計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　月の日数　　　　　　　　（小数点以下切捨て） | 　 | 　 | 　 |
| 42 | 特別地域訪問リハビリテーション加算 | 平成24年厚生労働省告示第120号で定める地域に所在する指定訪問リハビリテーション事業所又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った場合は、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算していますか。 | 平12厚告19別表の4注3 |  | □ | □ | □ |
| 43 | 中山間地域等における小規模事業所加算 | 平成21年厚生労働省告示第83号の一で定める地域に所在し、かつ、1月当たり延べ訪問回数が30回以下の指定訪問リハビリテーション事業所又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った場合は、１回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算していますか。 | 平12厚告19別表の4注4 |  | □ | □ | □ |
| 44 | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 平成21年厚生労働省告示第83号の二に定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。 | 平12厚告19別表の4注5 | ・運営規程・領収書控・車両運行日誌・利用者の住所がわかる書類 | □ | □ | □ |
| 45 | 短期集中リハビリテーション実施加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、退院（所）日（※1）または認定日（※2）から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合（※3）は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位を加算していますか。 | 平12厚告19別表の4注6平12老企36号第2の5（7） | ・利用者に関する記録・訪問リハビリテーション 計画 | □ | □ | □ |
| ※1利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ※2新たに要介護認定を受けた者の有効期間の始期で、要支援者が更新手続きにて要介護となった場合も含まれる。 |  |  |  |  |  |
| ※3「リハビリテーションを集中的に行った場合」とは、退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上実施するもの | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 訪問リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定していること。 | □ | □ | □ |
| 46 | リハビリテーションマネジメント加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を加算していますか。ただし、リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）については３月に１回を限度として算定することとし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。（1）リハビリテーションマネジメント加算（A）イ　180単位（2）リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ　213単位（3）リハビリテーションマネジメント加算（B）イ　450単位（4）リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ　483単位 | 平12厚告19別表の4注7平12老企36号第2の5（8） | 　 | □ | □ | □ |
| リハビリテーションマネジメント加算（A）イ※いずれにも適合すること | ⓵　訪問リハビリテーション事業所の医師がサービスの実施に当たり、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか１以上の指示を行うこと。 | □ | □ | □ |
| ⓶　⓵における指示を行った医師又は、当該指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該指示内容が⓵に掲げる基準に適合するものであると明確に分かるように記録すること。 | □ | □ | □ |
| ⓷　リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。 | □ | □ | □ |
| ④　訪問リハビリテーション計画について当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告すること。 | □ | □ | □ |
| ⓹　3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直していること。 | □ | □ | □ |
| ⓺　事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。 | □ | □ | □ |
| ⑦次のいずれかに適合すること。1. 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
2. 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
 | □ | □ | □ |
| ⓼　上記の⓵～⑦までに適合することを確認し、記録すること。 | □ | □ | □ |
| リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ※いずれにも適合すること | ①　リハビリテーションマネジメント加算（A）イの⓵～⓼に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | □ | □ | □ |
| ⓶　利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 | □ | □ | □ |
| リハビリテーションマネジメント加算（B）イ※いずれにも適合すること | ①リハビリテーションマネジメント加算（A）イの⓵～⓷及び⓹～⓻までのいずれにも適合すること。 | □ | □ | □ |
| ②　訪問リハビリテーション計画について、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。 | □ | □ | □ |
| ⓷　⓵及び⓶に掲げる基準に適合することを確認し、記録すること。 | □ | □ | □ |
| リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ※いずれにも適合すること | ①リハビリテーションマネジメント加算（B）の⓵から⓷までのいずれにも適合すること。 | □ | □ | □ |
| ②指定訪問リハビリテーション事業所における訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を、厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 | □ | □ | □ |
| 47 | 医療保険の算定 | 指定訪問リハビリテーションを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限り、訪問リハビリテーション費は算定していませんか。（医療保険の給付対象となるため） | 平12厚告19別表の4注8平12老企36号第2の5（9） | 　 | □ | □ | □ |
| 48 | サービス種類相互の算定関係 | 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、算定していませんか。 | 平12厚告19別表の4注9 | ・訪問リハビリテーション 計画書・介護給付費管理表・介護給付費請求書・介護給付明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 49 | 医師による診療を行わずに指定訪問リハビリテーションを行った場合の減算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、１回につき50単位を所定単位数から減算していますか。 | 平12厚告19別表の4注10 |  | □ | □ | □ |
| 別に厚生労働大臣が定める基準　※（１）①から③のいずれにも適合すること（１）①指定訪問リハビリテーション事業所の利用者が、当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること。 | □ | □ | □ |
| （１）②当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。 | □ | □ | □ |
| （１）③当該情報の提供を受けた指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該情報を踏まえ、訪問リハビリテーション計画を作成すること。 | □ | □ | □ |
| （２）　（１）の規定に関わらず、令和３年4月1日から令和６年3月31日までの間に、（１）①及び③に掲げる基準に適合する場合には、同期間に限り、平12厚告19別表の4注10を算定できるものとする。 | □ | □ | □ |
| 50 | 移行支援加算 | 別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間（※）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき17単位を加算する。※移行支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間 | 平12厚告19別表の4ロ |  |  |  |  |
| 評価対象期間において指定訪問リハビリテーションの提供を終了した者のうち、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、第一号通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が、100分の5を超えていること。 | □ | □ | □ |
| 評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション終了者に対して、当該訪問リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録していること。 | □ | □ | □ |
| 12を指定訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が、100分の25以上であること。 | □ | □ | □ |
| 訪問リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するに当たり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。 | □ | □ | □ |
| 51 | サービス提供体制強化加算 | 平成27年厚生労働省告示第95号の十四に適合しているもの（※）として県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が利用者に対しサービス提供を行った場合は、下記の区分に従い、所定単位数を加算していますか。1. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　6単位
2. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　3単位
 | 平12厚告19別表の4ハ | ・職員に関する記録・職員勤務表・職員履歴書 | □ | □ | □ |
| ※サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上のものがいること。 | □ | □ | □ |
| ※サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上のものがいること。 | □ | □ | □ |
| Ⅵ－２　介護給付費関係（介護予防） | 　 |
| 52 | 基本的事項 | 指定介護予防訪問リハビリテーションに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 | 平18厚告127の一 | ・介護予防訪問リハビリテーション計画書・介護給付管理表・介護給付費請求書・介護給付明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 指定介護予防訪問リハビリテーションに要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | 平18厚告127の二 | □ | □ | □ |
| １単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り上げて計算していますか。 | 平18厚告127の三 | □ | □ | □ |
| 53 | 介護予防訪問リハビリテーションの算定 | 通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示に基づき、サービス提供を行った場合に算定していますか。 | 平18厚告127別表の3注１ | 　 | □ | □ | □ |
| 計画的な医学的管理を行う当該事業所の医師の診療の日から３月以内に行った場合に算定していますか。 | ・診療録 | □ | □ | □ |
| 例外として、当該事業所の医師がやむを得ず診療できない場合、別の医療機関の計画的な医学的管理を行う医師から情報提供（指定介護予防訪問リハビリテーションの必要性や利用者の心身機能や活動等に係るアセスメント情報等）を受けて実施した場合には、情報提供を行った別の医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から３月以内に行われた場合に算定していますか。※少なくとも３月に１回は、当該事業所の医師は、当該情報提供を行った別の医療機関の医師に対して、介護予防訪問リハビリテーション計画等について情報提供を行うこと。 | ・診療録・情報提供に関する記録 | □ | □ | □ |
| 事業所の医師が、サービスの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、当該リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行っていますか。上記における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示に基づき行ったことを明確に記録していますか。 |  | □ | □ | □ |
| 介護予防訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していますか。また、初回の評価は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに評価を行っていますか。 |  | □ | □ | □ |
| 事業所の医師が、利用者に対して3月以上の指定介護予防訪問リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合は、介護予防リハビリテーション計画に指定介護予防訪問リハビリテーションの継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他指定介護予防サービスの併用と移行の見通しを記載していますか。 |  | □ | □ | □ |
| 利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して１回当たり20分以上指導を行った場合に、１週に６回を限度※として算定していますか。ただし、退院（所）の日から起算して3月以内に、医師の指示に基づきリハビリテーションを行う場合は、周12回を限度として算定していますか。※　一人の利用者につき１週に６回を限度とする。 | 　 | □ | □ | □ |
| 事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合であって、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問してサービス提供を行った場合は、訪問する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の当該訪問時間は、介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準の算定に含めていませんか。介護老人保健施設又は介護医療院による介護予防訪問リハビリテーションの実施に当たっては、施設サービスに支障がないよう留意していますか。 | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が介護支援専門員を通じて、第1号訪問事業の事業その他指定介護予防サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していますか。 |  |  | □ | □ | □ |
| 54 | 集合住宅に居住する利用者への減算　 | 次の(1)(2)のいずれかの利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。また、(3)の利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。1. 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問リハビリテーション事業所と同一の建物（以下この項目において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者。※(3)に該当する場合を除く。
2. 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者。
3. 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者。
 | 平18厚告127別表の3注2 | 　 | □ | □ | □ |
| (2)(3)について算定月の1月当たりの利用者数の平均 ＝ 1日ごとの利用者数の合計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　月の日数　　　　　　　　（小数点以下切捨て） | 　 | 　 | 　 |
| 55 | 特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算 | 平成24年厚生労働省告示第120号で定める地域に所在する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算していますか。 | 平18厚告127別表の3注3 |  | □ | □ | □ |
| 56 | 中山間地域等における小規模事業所加算 | 平成21年厚生労働省告示第83号の一で定める地域に所在し、かつ、1月当たり延べ訪問回数が10回以下の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った場合は、１回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算していますか。 | 平18厚告127別表の3注4 |  |  |  |  |
| 57 | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 平成21年厚生労働省告示第83号の二で定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。 | 平18厚告127別表の3注5 | ・運営規程・領収書控・車両運行日誌・利用者の住所がわかる書類 | □ | □ | □ |
| 58 | 短期集中リハビリテーション実施加算 | 利用者に対し、当該利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院又は入所した病院若しくは診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日又は認定日（新たに要支援認定を受けた日）から起算して3月以内の期間に集中的にサービス提供を行った場合（※）、1日につき200単位を加算していますか。 | 平18厚告127別表の3注6 | ・利用者に関する記録・訪問リハビリテーション 計画 | □ | □ | □ |
| ※退院（所）日又は認定日から起算して1月以内の期間に行われた場合は、1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上、退院（所）日又は認定日から起算して1月を超え3月以内の期間に行われた場合は1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上実施するもの |  |  |  |
| 59 | 医療保険の算定 | 指定介護予防訪問リハビリテーションを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が当該者が急性憎悪等により一時的に頻回の介護予防訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限り、介護予防訪問リハビリテーション費は算定していませんか。（医療保険の算定対象となるため） | 平18厚告127別表の3注7 | 　 | □ | □ | □ |
| 60 | サービス種類相互の算定関係 | 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防リハビリテーション費は算定していませんか。 | 平18厚告127別表の3注8 | ・介護予防訪問リハビリテーション計画書・介護給付管理表・介護給付費請求書・介護給付明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 61 | 医師による診療を行わずに指定訪問リハビリテーションを行った場合の減算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、１回につき50単位を減算していますか。 | 平18厚告127別表の3注10 |  | □ | □ | □ |
| 別に厚生労働大臣が定める基準　※（１）①から③のいずれにも適合すること（１）①指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること。 | □ | □ | □ |
| （１）②当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。 | □ | □ | □ |
| （1）③当該情報の提供を受けた指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該情報を踏まえ、訪問リハビリテーション計画を作成すること。 | □ | □ | □ |
| （２）　（１）に関わらず、令和３年4月1日から令和6年3月31日までの間に、（1）①及び③に掲げる基準に適合する場合には、同期間に限り、平18厚告127別表の3注10を算定できるものとする。 | □ | □ | □ |
| 62 | 事業所評価加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所において、評価対象期間（加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間）の満了日の属する年度の次の年度内に限り１月につき120単位を加算していますか。※別に厚生労働大臣が定める基準は以下（１）～（５）のとおり | 平18厚告127別表の3ロ | ・利用者の数がわかる書類 | □ | □ | □ |
| （1） | 評価対象期間における指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の利用実人員数が10名以上であること。 | □ | □ | □ |
| （2） | ⓶の規定により算定した数を⓵に規定する数で除して得た数が0.7以上であること。⓵ 評価対象期間において、リハビリテーションマネジメント加算を3月以上算定し、かつ、当該加算を算定した後、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更の認定（以下「要支援更新認定等」という。）を受けた者の数⓶ リハビリテーションマネジメント加算を算定した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により要支援1と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数の合計数に2を乗じて得た数を加えたもの | □ | □ | □ |
| 63 | サービス提供体制強化加算 | 平成27年厚生労働省告示第95号の十四に適合しているもの（※）として県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が利用者に対しサービス提供を行った場合は、下記の区分に従い、所定単位数を加算していますか。1. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　6単位
2. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　3単位
 | 平18厚告127別表の3ハ | ・職員に関する記録・職員勤務表・職員履歴書 | □ | □ | □ |
| ※サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上のものがいること。 | □ | □ | □ |
| ※サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上のものがいること。 | □ | □ | □ |